

議案第15号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第5号、第46条第2号、第58条第1項、第67条第1項、第4項ただし書及び第12項ただし書、第79条第1項、第88条第1項第8号並びに第94条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院の職員の配置の基準等について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。